

改 正 案	現 行
(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)	(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)
第五十条の三（略）	第五十条の三（略）
2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。）をするときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した <u>磁気ディスク</u> （これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を、願書に添付しなければならない。	2 前項に規定する国際出願（特許庁が国際調査をする国際出願に限る。）をするときは、前項に規定する配列表を特許庁長官が定める方式に従つて記録した <u>フレキシブルディスク</u> を、願書に添付しなければならない。
3（略）	3（略）
4 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定により <u>磁気ディスク</u> を願書を添付するとき又は次項の規定による命令に基づき <u>磁気ディスク</u> を提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とその <u>磁気ディスク</u> に記録した配列が同一である旨の陳述書をその <u>磁気ディスク</u> に添付しなければならない。	4 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定により <u>フレキシブルディスク</u> を願書を添付するとき又は次項の規定による命令に基づき <u>フレキシブルディスク</u> を提出するときは、願書に添付した明細書に記載した配列とその <u>フレキシブルディスク</u> に記録した配列が同一である旨の陳述書を、その <u>フレキシブルディスク</u> に添付しなければならない。
5 特許庁長官は、出願人が第一項に規定する配列表を願書に添付した明細書に記載していない場合はその配列表を記載した書面を、出願人が第二項に規定する <u>磁気ディスク</u> を願書に添付していない場合はその <u>磁気ディスク</u> を、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。	5 特許庁長官は、出願人が第一項に規定する配列表を願書に添付した明細書に記載していない場合はその配列表を記載した書面を、出願人が第二項に規定する <u>フレキシブルディスク</u> を願書に添付していない場合はその <u>フレキシブルディスク</u> を、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。

6

第二項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は前項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面又は磁気ディスクを提出するときは、様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書を当該配列表を記載した書面又は当該磁気ディスクに添付しなければならない。

6

第三項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は前項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面又はフレキシブルディスクを提出するときは、様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書を当該配列表を記載した書面又は当該フレキシブルディスクに添付しなければならない。

7

第五項の規定により配列表を記載した書面又は磁気ディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。

8・9 (略)

10 第二項及び第三項に規定する磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

7

第五項の規定により配列表を記載した書面又はフレキシブルディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。

8・9 (略)

10 第二項及び第三項に規定するフレキシブルディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

# 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則様式

様式番号	備考番号	改 正	現 行
7	18	<p>18 第50条の3第2項の規定により<u>磁気ディスク</u>を願書に添付するときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「コンピュータ読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸配列表」の前の内にレ印を付す。</p> <p>ロ 「その他（書類名を詳細に記載する）」の前の内にレ印を付すとともに「陳述書、<u>磁気ディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」と記載する。</p> <p>ハ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1の備考8に従つて記載する。</p> <p>（文例）</p> <p style="text-align: center;">陳述書</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>本書に添付した<u>磁気ディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>国際出願の表示</p> <p>発明の名称</p> <p>特許出願人・代理人 </p> <p>二 「<u>磁気ディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。</p>	<p>18 第50条の3第2項の規定により<u>フレキシブルディスク</u>を願書に添付するときは、次の要領で記載する。</p> <p>イ 「コンピュータ読み取り可能なヌクレオチド又はアミノ酸配列表」の前の内にレ印を付す。</p> <p>ロ 「その他（書類名を詳細に記載する）」の前の内にレ印を付すとともに「陳述書、<u>フレキシブルディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」と記載する。</p> <p>ハ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1の備考8に従つて記載する。</p> <p>（文例）</p> <p style="text-align: center;">陳述書</p> <p>特許庁長官 殿</p> <p>本書に添付した<u>フレキシブルディスク</u>に記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>国際出願の表示</p> <p>発明の名称</p> <p>特許出願人・代理人 </p> <p>二 「<u>フレキシブルディスク</u>の記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。</p>
7の2	7	7 第50条の3第2項の規定により <u>磁気ディスク</u> を願書に添付するときは、次	7 第50条の3第2項の規定により <u>フレキシブルディスク</u> を願書に添付すると

の要領で記載する。

イ 「sequence listing in computer readable form」の前の 内にレ印を付す。

□ 「other (Specify)」の前の 内にレ印を付すとともに「Statement, Information Such as Recording Form of Magnetic Disk」と記載する。

ハ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2の備考3に従つて記載する。

### (文例)

## STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and / or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and / or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data.

#### **Identification of International Application:**

Title of Invention:

二 「Information Such as Recording Form of Magnetic Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

きは、次の要領で記載する。

イ 「sequence listing in computer readable form」の前の 内にレ印を付す。

□ 「other (*Specify*)」の前に 内にレ印を付すとともに「Statement, Information Such as Recording Form of Flexible Disk Disk」と記載す

八 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2の備考3に従つて記載する。

(文例)

## STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and / or amino acid sequence(s) recorded on the flexible disk is identical to the nucleotide and / or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data.

#### **Identification of International Application:**

Title of Invention:

Applicant (Agent): \_\_\_\_\_ Signature \_\_\_\_\_

二 「Information Such as Recording Form of Flexible Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。

15 1 1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）」とし、法第11条の規定により補正をするときは「手続補正書（法第11条の規定による補正）」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（令第1条第2項の規定による命令に基づく補正）」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「手続補正書（第27条の3第1項の規定による補

1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「手続補正書（法第6条の規定による命令に基づく補正）」とし、法第11条の規定により補正をするときは「手続補正書（法第11条の規定による補正）」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（令第1条第2項の規定による命令に基づく補正）」とし、第27条の3第1項の規

正）」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第3項の規定による磁気ディスク提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書」とし、第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第50条の3第8項の規定による命令に基づく補正）」とする。

- 6 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載する。

5 添付書類の目録	1 配列表に関するコードデータを記録した <u>磁気ディスク</u>	1枚
	2 陳述書	1通
	3 <u>磁気ディスク</u> の記録形式等の情報を記載した書面	1通

□ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1備考8に従つて記載する。

（文例）

陳　　述　　書  
特許庁長官 殿  
本書に添付した磁気ディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

国際出願の表示

定により補正をするときは「手続補正書（第27条の3第1項の規定による補正）」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第28条第1項の規定による命令に基づく補正）」とし、第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するときは、「第50条の3第3項の規定によるフレキシブルディスク提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づくフレキシブルディスクの提出書」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による命令に基づく配列表を記載した書面の提出書」とし、第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書（第50条の3第8項の規定による命令に基づく補正）」とする。

- 6 第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載する。

5 添付書類の目録	1 配列表に関するコードデータを記録した <u>フレキシブルディスク</u>	1枚
	2 陳述書	1通
	3 <u>フレキシブルディスク</u> の記録形式等の情報を記載した書面	1通

□ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1備考8に従つて記載する。

（文例）

陳　　述　　書  
特許庁長官 殿  
本書に添付したフレキシブルディスクに記録した塩基配列又はアミノ酸配列は、明細書に記載した塩基配列又はアミノ酸配列を忠実にコード化したものであつて、内容を変更したものでないことを陳述します。

平成 年 月 日

## 発明の名称

特許出願人・代理人

印

- ハ 「磁気ディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。
- 二 「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。

- 1 1 法第6条、令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF MAGNETIC DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。

- 4 4 第50条の3第3項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「List of Attached Documents」の欄に次のように記載する。

7 List of Attached Documents	1 Magnetic Disk Recording Text	
	Data of Sequence Listing	1
2 Statement	1	
3 Information Such As Recording		
	Form of Magnetic Disk	1

□ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2備考3に従つて記載する。

(文例)

## 国際出願の表示

発明の名称

特許出願人・代理人

印

- ハ 「フレキシブルディスクの記録形式等の情報を記載した書面」は、原則として、「出願人氏名（名称）」、「代理人氏名（名称）」、「国際出願の表示」、「発明の名称」、「使用した文字コード」、「配列を記録したファイル名」及び「連絡先（電話番号及び担当者の氏名）」の項目を設けて記載することにより作成する。
- 二 「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。

- 1 1 法第6条、令第1条第2項、第28条第1項又は第50条の3第8項の規定による命令に基づき補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、「SUBMISSION OF FLEXIBLE DISK」とし、第50条の3第5項の規定による命令に基づき配列表を記載した書面を提出するときは、「SUBMISSION OF SEQUENCE LISTING」とする。

- 4 4 第50条の3第3項の規定によりフレキシブルディスクを提出するとき又は第50条の3第5項の規定による命令に基づきフレキシブルディスクを提出するときは、次の要領で記載する。

イ 「List of Attached Documents」の欄に次のように記載する。

7 List of Attached Documents	1 Flexible Disk Recording Text	
	Data of Sequence Listing	1
2 Statement	1	
3 Information Such As Recording		
	Form of Flexible Disk	1

□ 「Statement」は、原則として次の文例により作成する。「Identification of International Application」の項目は、様式第1の2備考3に従つて記載する。

STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the magnetic disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant(Agent):                      Signature                      (印)

- ハ 「Information Such as Recording Form of Magnetic Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。
- 二 「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。

(文例)

STATEMENT

To:Commissioner of the Patent Office

It is hereby stated that the text data of the nucleotide and/or amino acid sequence(s) recorded on the flexible disk is identical to the nucleotide and/or amino acid sequence(s) written in the specification.

Data,

Identification of International Application:

Title of Invention:

Applicant(Agent):                      Signature                      (印)

- ハ 「Information Such as Recording Form of Flexible Disk」は、原則として、「Applicant」、「Agent」、「Identification of the International Application」、「Title of Invention」、「Character Code」、「File Name」及び「Contact Person(Tel(Fax),Name)」の項目を設けて記載することにより作成する。
- 二 「Item to be Corrected (Amended)」及び「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄は設けない。